

しがの学びと居場所の保障プラン関連事業一覧

事業名	事業概要
(ア) こころのサポートしが (LINE相談) 事業	<p>・ 様々な悩みを抱える子ども (県在住の小中学生、高校生) や保護者に対し、LINEを活用した相談事業。</p> <p>(参考)</p> <p>相談受付期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日</p> <p>相談受付時間：16時から22時</p>
(イ) 「心の健康観察」 導入推進事業	<p>・ 「1人1台端末等」を活用し、児童生徒の不安や悩みを表出しにくい子どもへのSOS発信を支援する。</p> <p>・ また、データ分析・検証により多様な健康観察モデル開発を行う。</p>
(ウ) 「届ける家庭教育支援」 地域活性化事業	<p>・ 「学びの場」や「相談の場」などに出向くことが難しい家庭を訪問し支援を届け、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えるアウトリーチ型の家庭教育支援活動。</p>
(エ) SC, SSW等の配置促進	<p>・ 専門的な知識をもつ公認心理師や臨床心理士等を小中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に配置するとともに、中学校区内の小学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員への指導・助言にあたる。</p> <p>・ 不登校等の課題の大きい小学校に福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高める。</p>
(オ) 校内教育支援センター設置促進	<p>・ クラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。</p>
(カ) SSR教員加配	<p>・ 不登校の状態にある児童生徒の教室以外の学びの場のひとつとしてスペシャルサポートルーム (SSR) を設置するとともに、専任教員を置き、アセスメント及びプランニングに基づき、個々の状況に応じた支援及び不登校の未然防止を推進する。</p>

<p>(キ) 校内教育支援センターの多様な支援体制の強化</p>	<p>・学校には行けるがクラスには入れない場合や、気持ちを落ち着かせたい時に利用できる、学校内の校内教育支援センター（SSRスペシャルサポートルーム）においてサポートを行う人材を配置する市町を支援する。</p>
<p>(ク) 地域の総合的拠点機能形成（コーディネーターの配置）</p>	<p>・コーディネーターを配置し、各市町教育支援センター等関係機関との連携を行うなかで、子どもたちの状態に応じた必要な支援を切れ目なく確保できる教育支援センターの機能を強化する。</p>
<p>(ケ) 教育支援センターにおけるオンライン学習環境の整備促進（市町事業）</p>	<p>・教育支援センターに在籍する不登校児童生徒等の学びの場を確保するために、ICT環境を整備することにより、児童生徒等の在籍校における出席扱いや成績反映に向けた連携を推進する。</p>
<p>(コ) 民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業</p>	<p>・県内小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）に在籍し、不登校の状態にあり、フリースクール等民間団体・民間施設（以下、「民間施設」という。）を利用する児童生徒および保護者を対象として、その活動の事態や経済的負担の程度、支援ニーズ等を把握するためのアンケート調査を年間にわたり毎月1回実施する。 なお、調査協力者へは調査協力金を支払う。 ・併せて、不登校の状態にある児童生徒に対する学校および民間施設における指導・支援の状況等について調査を実施し、その実態や課題、行政へのニーズを把握する。</p>
<p>(サ) 子どもの居場所づくり支援体制強化事業</p>	<p>・事業推進員を配置し、地域特性に応じた居場所の立ち上げ支援、居場所における多機能化の促進、支援者や運営者へ伴走支援を行う。 ※「事業推進員」を県社会福祉協議会、困難を抱える子どもの支援に知見のある任意団体に配置し次の業務を行う。 ・地域特性に応じた居場所の立ち上げ支援 ・居場所における体験の提供等の提供支援 ・各地域で個々居場所の利用調整等に携われる職員、居場所の運営等に対する個別相談、伴走支援</p>

<p>(シ) 子ども・若者の居場所づくり支援検証事業</p>	<p>・子ども・若者の居場所づくりに対する支援方法等を検証するためのモデル事業を実施し、結果の分析や効果測定を行う。 (検証内容) (1) 障がいのある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施(子ども・若者のコミュニケーション力や自己肯定感の向上を図るため、スポーツや文化、芸術等に触れることができる体験活動の機会を提供する。 (2) 困難な環境にある若者当が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供(学校に行きづらいつ感じているなど、困難な環境にある子ども・若者にとっても利用しやすい居場所として、子ども・若者の活動拠点として活用されるスペースを提供する。)</p>
<p>(ス) 地域の総合的拠点形成 (支援のない不登校児童生徒の実態調査)</p>	<p>・学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒それぞれの状態に応じた支援を包括的に展開できるよう、実態を把握し、専門機関等へつなぐためのアウトリーチ支援モデルを構築する。</p>
<p>(セ) 地域の総合的拠点機能形成 (メタバース利活用)</p>	<p>・先進地の事例を参考として、メタバース空間において不登校児童生徒への支援を試験的に実施し、その効果を検証する。</p>
<p>(ソ) 地域の総合的拠点機能形成 (多様な学びの場・居場所等情報提供調査委託)</p>	<p>・県内の学びの場や居場所に関する民間施設の情報を県HPに掲載、保護者等へ提供し、民間施設への理解を促進することで円滑な連携を促進し、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒を支援につなげる。</p>
<p>(タ) しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置</p>	<p>・「しがの学びと居場所の保障プラン」に基づく施策の進捗確認・検証やプランの発展的な見直し、本県における学びの多様化学校の設置に向けた検討などにあたり、有識者等から意見を聴取するため設置する。</p>